主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事

(申立)

控訴人は、「原判決を取り消す。(主位的請求)被控訴人は、控訴人に対し、昭和六三年四月二一日から原判決別紙物件目録記載の建物の明渡済みまで一か月四二万円の割合による金員を支払え(同審において減縮)。(予備的請求)被控訴人は、控訴人に対し、昭和六三年一二月七日から右建物の明渡済みまで一か月四二万円の割合による金員を支払え。訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決及び仮執行の宣言を求め、被控訴人代理人は、主文第一項と同旨の判決を求める。

(主張)

次のとおり付加、訂正するほか、原判決事実摘示のとおりであるから、これを引 用する。

一二、同七枚目表一行目を「1 請求原因1の事実は、(四)の定めを除いて認める。」、二行目の後の「2」を「同2」と、同裏三行目から四行目にかけての、八行目の各「訴訟」を「訴え」と、同八枚目表一行目の「組み」を「組んだまま」と、三行目の「除去」と、七行目から八行目にかけての「不当訴訟、不法行為である」を「不法な訴え提起であり、不法行為に該当する」と、九行目の「訴訟」を「の訴え」と、同裏六行目の「訴訟」を「訴え」と、同行から七行目にかけての「不当訴訟、不法行為である」を「不当な訴え提起及び仮処分申請であり、いずれも不法行為に該当する」とそれぞれ改める。

三 同一一枚目裏二行目から六行目までを、削り、七行目の「4」を「2」と、 九行目の「右2、3の債務不履行を理由として」を「被控訴人が昭和五七年四月一 〇日の期間満了後の契約更新料を支払わなかったこと及び昭和五五年一月二六日以 降の賃料の支払をしないことを理由として」と、未行の「5」を「3」と、同一二 枚目表二行目の「6」を「4」と、四行目の「7」を「5」とそれぞれ改め、同行 の「翌日」を削る。

四 同一二枚目表八行目の後「1」を「請求原因1」と、未行の「3」を「2」と、同行の「4ないし6」を「同2ないし4」とそれぞれ改め、一〇行目を削り、同裏六行目、同裏六行目、八行目の各「弁済」の前に「更新料として」を加える。 五 同一三枚目表八行目の冒頭「1」を、未行の次に行を改めて次のとおりぞれぞれ加える。

「2 本件賃貸借は、昭和五五年一月二六日の契約解除により終了しており、被控訴人がそれを無視し、賃料を供託しているとして本件賃貸借の存続を主張することは公序良俗に反し権利の濫用に当たる。」

とは公序良俗に反し権利の濫用に当たる。」 六 同一三枚目裏二行目の「事実中」を「1のうち」と、六行目の「ほぼ同じ く」を「同様の」とそれぞれ改めめ、同一四枚目表八行目の「他方」を同行の「契 約」をそれぞれ削り、同裏六行目、一〇行目、同一五枚目表六行目、一〇行目の各 「訴」を「訴え」とそれぞれ改め、同一四枚目裏一行目の「同公証人から」の次に 「同年二月六日」を、七行目から八行目にかけての「第一〇〇一号」の次に、同一 五枚目表一行目の「第一〇二八号」の次に「、」をそれぞれ加え、同一五枚目裏七 行目の「発布」を「発付」をと、同一六枚目表末行の「契約の昭和五五年一月二六 日」をにつき昭和五五年一月二六日にした」とそれぞれ改める。 七 同一六枚目裏一〇行目の「1の事実中、」を「再々抗弁1のうち」と、同一七枚目表一行目の後の「2」を「同2」と、二行目の「3の事実中、」を「同3のうち」と、四行目の「4の事実中、」を「同4のうち」と、六行目の「発布」を「発付」と、七行目の後の「5」を「同5」とそれぞれ改める。

(証拠関係) (省略)

理

- ー 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおり付加、訂正するほか、原判決が理由において説示するとおりであるから、これを引用する。
- 1 原判決一八次 1 京判決一八次 1 京門判決一八次 1 示原判決一八次 1 示原判決一八次 1 示原判決一人的 1 示原判決一人的 1 示原判决一人的 1 可见。 1 示原判决一人的 1 可见。 1 示原判决一人的 1 可见。 1 不见。 2 不见。 2 不是。 2 不
- 2 同二〇枚目裏五行目の「乙第三」から八行目の「第三三号証」までを「甲第二三号証の二、乙第三号証(第三五号証)、第七号証、第五八、五九号証、成立に争いのない甲第三三号証、原本の存在及び成立に争いのない乙第四号証(第四三号証」と、同二一枚目裏八行目の「乙第四」から同二二枚目表五行目の「認められる。)」までを「甲第二三号証の二、第三三号証、乙第四号証は同じもの)、第七号証、第五六号証、第五八、五九号証、第四三号証は同じもの)、第七号証、第五六号証、第五八、五九号証はの写真の写しであることにつき争いがない乙第三二号証は昭和五六年二月ころ撮影されたことが認められる。)、前掲乙第五七、五八号証により原本の存在及び成立の認められる乙第四一号証、右乙第五八号証により昭和五七年四月ころ撮影した本件建物の写真の写しでることが認められる乙第五五号証」とそれぞれ改める。

- 4 同二八枚目表二行目の「事実」から五行目の末尾までを「点を除き当事者間に争いがなく、」と改め、六行目の「そして」からを五行目の末尾に続け、同裏一行目の「しかし、」を「抗弁1及び2のうち被控訴人がその主張どおり昭和五五年二月分以降の賃料及び更新料名目の金員を弁済供託したことは当事者間に争いがなく、」とそれぞれ改める。
- 5 同二九枚目表三行目から同三四枚目表一〇行目までを次のとおり改める。 〈要旨〉「1 控訴人は、被控訴人のした前示弁済供託が控訴人の得た供託金取戻請求権に対する債権差押・転付〈/要旨〉命令に基づく取戻しにより弁済の効力を喪失したと主張するが、前示のとおり賃料及び更新料債務者である被控訴人において賃料及び更新料債務の弁済に充当すべきことを指定して有効な弁済供託をしている以上、賃料債権者である控訴人が別個の債権に基づき供託金取戻請求権に対し強制執行をすることによって自ら供託金の取戻しを行い、これにより右債権の満足を得て弁済供託の効果を覆すことは、弁済充当の規定に反し許されないというべきである。控訴人の右主張はそれ自体失当である。
- 2 控訴人の公序良俗違反及び権利濫用の主張は、前示主位的請求において判示 したとおり、控訴人のした本件賃貸借契約解除は効力がないというべきであるか ら、その前提を欠き失当である。」
- ニ 以上の次第で、控訴人の請求は、その余について判断するまでもなく理由がなく、これを棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法九五条、八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 丹野達 裁判官 加茂紀久男 裁判官 新城雅夫)